

2024年8月30日

各位

三井住友信託銀行株式会社

ソーシャルローンの契約締結について  
(株式会社光通信)

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、株式会社光通信(代表取締役社長:和田 英明、以下「光通信」)との間で、国際資本市場協会(以下、「ICMA」)(※1)が定めた「ソーシャルボンド原則 2023」、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)(※2)等が策定した「ソーシャルローン原則 2023」及び金融庁が定めた「ソーシャルボンド・ガイドライン 2021年版」(以下、これらを総称して「当原則・ガイドライン等」)に則した「ソーシャルローン」の融資契約(以下「本件」)を締結いたしました。

ソーシャルローンは、社会的課題の解決に資する事業に必要な資金を調達する際に用いられる融資です。調達資金の用途がソーシャルプロジェクトに限定されるほか、資金の追跡管理や融資実行後のレポートングを通じ、透明性が確保されるなどの特徴を有しています。

本件は、光通信が2024年2月13付で策定した「ソーシャルファイナンス・フレームワーク」(以下、「同フレームワーク」)(※3)に基づくもので、同フレームワークは当原則・ガイドライン等に適合していることについて株式会社格付投資情報センター(代表取締役社長:山崎 宏)よりセカンドオピニオン(※4)を取得しています。

当社では、ソーシャルローンなどのサステナビリティに関するソリューションの提供により、SDGs 達成に資するお客さまのさまざまな事業活動を支援するとともに、お客さまの中長期的な企業価値の向上に貢献することを引き続き目指していきます。

<光通信について>

光通信は、「時代に即した商品・サービスの提供により、ステークホルダーの発展に貢献すること」及び「本質を追及し変化に対して適時適切に対応し、時々の状況に応じた戦略を中期的視点から立案・実行し、持続的な企業価値の向上に取り組むこと」という経営理念に基づき、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応に関して、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的、能動的に取り組んでおります。

< 本件(相対融資)の概要 >

契約締結日	2024年8月30日
資金使途(ソーシャルプロジェクト)	同フレームワークに基づくプロジェクト
適格ソーシャルプロジェクト	金融サービスが未成熟な新興国における、個人や個人事業主を含む中小零細事業者向けの金融サービス(融資、割賦販売、リースを含む)の提供のための資金

(※1) 国際資本市場協会 (ICMA)

スイスに本部を置く(1969年設立以来チューリヒ)国際団体であり、世界60カ国の発行体、発行市場・流通市場取引仲介業者、アセット・マネージャー、投資家、資本市場インフラ運営者等500以上の会員から構成されています。

(※2) ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)

欧州、中東、アフリカのシンジケートローン市場の流動性、効率性、透明性を改善することを目的とした協会であり、60ヶ国以上に属する700以上の機関が加盟しています。

(※3) ソーシャルファイナンス・フレームワークの詳細はこちら

[https://www.hikari.co.jp/socilal\\_finance\\_framework2402.pdf](https://www.hikari.co.jp/socilal_finance_framework2402.pdf)

(※4) ソーシャルボンド原則に適合していることについてのセカンドオピニオン

株式会社格付投資情報センターのウェブサイトをご参照ください。

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>

以上